



令和2年8月6日

各 位

大 阪 税 関

ご来庁される方に対する検温の実施について（協力依頼）

平素より税関行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、大阪税関の各庁舎をご利用いただく皆様には、引き続き、税関手続に関する各種相談については、電話や電子メールを適宜活用いただくなどの方法により窓口への書類提出等の機会をできるだけ減らしていただくほか、咳・発熱等の症状がある場合や体調がすぐれない場合には、ご来庁をお控えいただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、一部官署におきまして、ご来庁される方に対する「検温」を実施させていただいております。検温に際して37.5℃以上の発熱症状が認められた場合には、入庁をお断りさせていただく場合がございますので、ご承知おきをお願いいたします。

なお、入庁される際には、マスクの着用及び手指消毒の実施にご協力をお願い申し上げます。

何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、本件趣旨についてご理解の上、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

大阪税関 総務部総務課総務第1係

電話 06-6576-3010